

日本法令ニュース

主要新法令及び改正法令（2021.11.10～2021.11.30）

弁護士法人瓜生・糸賀法律事務所

1. 新型コロナウイルス感染症等の影響による社会経済情勢の変化に対応して金融の機能の強化及び安定の確保を図るための銀行法等の一部を改正する法律の施行期日を定める政令（政令第 308 号）
21.11.10 公布／21.11.22 施行
2. 新型コロナウイルス感染症等の影響による社会経済情勢の変化に対応して金融の機能の強化及び安定の確保を図るための銀行法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（政令第 309 号）
21.11.10 公布／21.11.22 施行
3. 保険業法施行規則第八十六条等の規定に基づき保険会社の資本金、基金、準備金等及び通常の見積を超える危険に相当する額の計算方法等を定める件の一部を改正する件（金融庁告示第 63 号）
21.11.10 公布／21.11.22 適用
4. 保険業法施行令第四十条第一号等の規定に基づき、生命保険募集人に係る制限が適用されない場合等を定める件の一部を改正する件（金融庁告示第 66 号）
21.11.10 公布／21.11.22 適用
5. 保険業法施行規則第七十条第四項等の規定に基づき、損害保険会社等の責任準備金の額の計算に用いる金額等を定める件の一部を改正する件（金融庁告示第 67 号）
21.11.10 公布／21.11.22 適用
6. 保険業法施行規則第八十五条第一項第十二号の規定に基づき、金融庁長官が定める金銭の消費貸借に該当するもの等を定める件の一部を改正する件（金融庁告示第 68 号）
21.11.10 公布／21.11.22 適用
7. 銀行法第十四条の二の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準の一部を改正する件（金融庁告示第 73 号）
21.11.10 公布／21.11.22 適用

8. 銀行法第五十二条の二十五の規定に基づき、銀行持株会社が銀行持株会社及びその子会社の保有する資産等に照らしそれらの自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準の一部を改正する件（金融庁告示第 74 号）
21.11.10 公布／21.11.22 適用
9. 保険業法施行規則第八十六条の二等の規定に基づき保険会社及びその子会社等の資本金、基金、準備金等及び通常の前測を超える危険に相当する額の計算方法等を定める件の一部を改正する件（金融庁告示第 84 号）
21.11.10 公布／21.11.22 適用
10. 保険業法施行規則第八十五条第一項第十三号の二等の規定に基づき金融庁長官の定める算出方法を定める件の一部を改正する件（金融庁告示第 85 号）
21.11.10 公布／21.11.22 適用
11. 銀行法第十四条の二の規定に基づき、銀行がその経営の健全性を判断するための基準として定める流動性に係る健全性を判断するための基準の一部を改正する件（金融庁告示第 88 号）
21.11.10 公布／21.11.22 適用
12. 金融商品取引法第五十七条の十七第一項の規定に基づき、最終指定親会社が当該最終指定親会社及びその子法人等の経営の健全性を判断するための基準として定める最終指定親会社及びその子法人等の経営の健全性のうち流動性に係る健全性の状況を表示する基準の一部を改正する件（金融庁告示第 89 号）
21.11.10 公布／21.11.22 適用
13. 銀行法第五十二条の二十五の規定に基づき、銀行持株会社が銀行持株会社及びその子会社等の経営の健全性を判断するための基準として定める流動性に係る健全性を判断するための基準であって、銀行の経営の健全性の判断のために参考となるべきものの一部を改正する件（金融庁告示第 90 号）
21.11.10 公布／21.11.22 適用
14. 銀行法施行規則第一条の三の二第二項及び第三十五条第一項第二十二号の規定に基づき金融庁長官が指定する銀行持株会社及びその子会社並びに金融庁長官が別に定める劣後特約付金銭消費貸借及び劣後特約付社債の一部を改正する件（金融庁告示第 91 号）
21.11.10 公布／21.11.22 適用

15. 銀行法第十四条の二の規定に基づき銀行がその経営の健全性を判断するための基準として定める総損失吸収力及び資本再構築力に係る健全性を判断するための基準の一部を改正する件（金融庁告示第 92 号）
21.11.10 公布／21.11.22 適用
16. 銀行法第五十二条の二十五の規定に基づき銀行持株会社が銀行持株会社及びその子会社等の経営の健全性を判断するための基準として定める総損失吸収力及び資本再構築力に係る健全性を判断するための基準であって銀行の経営の健全性の判断のために参考となるべきものの一部を改正する件（金融庁告示第 93 号）
21.11.10 公布／21.11.22 適用
17. 金融商品取引法第五十七条の十七第一項の規定に基づき最終指定親会社が最終指定親会社及びその子法人等の経営の健全性を判断するための基準として定める総損失吸収力及び資本再構築力に係る健全性の状況を表示する基準の一部を改正する件（金融庁告示第 94 号）
21.11.10 公布／21.11.22 適用
18. 銀行法第十四条の二の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準の補完的指標として定めるレバレッジに係る健全性を判断するための基準の一部を改正する件（金融庁告示第 95 号）
21.11.10 公布／21.11.22 適用
19. 銀行法第五十二条の二十五の規定に基づき、銀行持株会社が銀行持株会社及びその子会社の保有する資産等に照らしそれらの自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準の補完的指標として定めるレバレッジに係る健全性を判断するための基準の一部を改正する件（金融庁告示第 96 号）
21.11.10 公布／21.11.22 適用
20. 寄附金控除の対象となる寄附金又は法人の各事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入する寄附金を指定する件の一部を改正する件（財務省告示第 287 号）
21.11.11 公布
21. 裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律第十三条第一項の規定による変更の届出があった件（法務省告示第 235 号）
21.11.16 公布

22. 新型コロナウイルス感染症等の影響による社会経済情勢の変化に対応して金融の機能の強化及び安定の確保を図るための銀行法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係国家公安委員会規則の整備に関する規則（国家公安委員会規則第 11 号）
21.11.18 公布／21.11.22 施行
23. 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第四十三条第一項の規定に基づき、農林水産大臣の指定する医薬品を定める等の件の一部を改正する件（農林水産省告示第 1994 号）
21.11.22 公布／同日施行
24. 電子署名及び認証業務に関する法律第四条第一項に規定する特定認証業務の認定に関する件（デジタル庁及び法務省告示第 1 号）
21.11.24 公布
25. 著作権法第二条第一項第九号の七イに規定する文化庁長官が定める期間を定める件（文化庁告示第 85 号）
21.11.24 公布／22.01.01 施行
26. 著作権法第九十三条の三第一項、第九十四条の三第一項及び第九十六条の三第一項に規定する円滑な許諾のために必要な情報であつて文化庁長官が定めるもの及び文化庁長官が定める方法を定める件（文化庁告示第 86 号）
21.11.24 公布／22.01.01 施行
27. 雇用保険法施行規則の一部を改正する省令（厚生労働省令第 182 号）
21.11.24 公布／同日施行
28. 情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令（政令第 312 号）
21.11.25 公布／22.01.11 施行
29. 情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律附則第四条第二項及び第六項の政令で定める日を定める政令（政令第 313 号）
21.11.25 公布／同日施行
30. 住宅の質の向上及び円滑な取引環境の整備のための長期優良住宅の普及

の促進に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める
政令（政令第 315 号）

21.11.25 公布／22.10.01 施行

31. 船舶安全法に基づく型式承認等をした件（国土交通省告示第 1454 号）

21.11.25 公布

32. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行規則の一部を改正する命令（デジタル庁及び総務省令第 1 号）

21.11.30 公布／22.01.01 施行

33. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令の一部を改正する命令（デジタル庁及び総務省令第 2 号）

21.11.30 公布／22.01.01 施行

34. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令の一部を改正する命令（デジタル庁及び総務省令第 3 号）

21.11.30 公布／22.01.01 施行

35. 国立大学法人法施行規則の一部を改正する省令（文部科学省令第 50 号）

21.11.30 公布／22.04.01 施行